

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

部活動の指導員につきましては、県内でも見附市で、今、実施をされております。見附市で6人ということを知っております。ただ、なかなか部活動の外部指導員と、学校との調整ということも必要でありましょうし、教育活動の一環として考えていったときに、どのようにしていくのかということについても、これから研究をしていかなければならないと思っています。

県の教育委員会は、今年度中に、今年度末までに、ガイドラインをとということを知っておりますし、また、そのことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

先ほど、糸魚川から出ていく子供の話をしましたが、逆に糸魚川に来ていただける子供がいるわけですね。だから、そういうことも含めてやはり、夢を持った子供、夢のために頑張ろうという子供、そのために我々、いわゆる大人が応援しなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。ぜひとも、その方向に持っていただければありがたいと思っています。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、山本議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

次に、滝川正義議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。〔6番 滝川正義君登壇〕

○6番（滝川正義君）

創生クラブの滝川です。

伝統ある糸魚川市議会で、初めての一般質問をさせていただきます。大きな項目3つについて、一括して質問させていただきます。

最初の質問は、安心メールに関してお尋ねいたします。

今般の駅北大火に際しまして、私は発災情報の第一報を、安心メールで知ることができました。私は、日ごろから、この糸魚川市の安心メールは、全国的にも誇れるものだと評価しております。

といいますのは、とにかく情報発信、情報発信とよく言われるのですが、当市の安心メールのように、タイミングよくコンパクトな中身の市民向け情報発信は、なかなかありません。

+

市民の安全に関する情報発信は、まずは第一報が大事だと思います。それ以降の二次情報等は、必要な人が次のレベルで情報収集すればよいのであって、第一報をタイミングよく発信するということが、まずは優先すべきことだと思います。

その点、当市の安心メールは、実に幅広い事案を丁寧に情報提供しております。ハード面は、お金をかければ何とかできるのでありますが、私が評価いたしますのは、その中身です、ソフト面です。気象情報を初め、電車の運行状況や国道などの交通情報。例えば交通事故の発生による国道の渋滞情報などは、実に地域の交通事情に適したものだと思っております。市外においても、アップデートに受信できることは、実に運転者に優しい情報提供だと思います。

そこでお尋ねいたしますが、加入者、この安心メールの加入者はどれぐらいになるのでしょうか。そして、その加入状況をどのように評価しておられるのでしょうか。

私は、この安心メールの利点は、文字情報にあると思います。スピーカーからの音声情報ですと、聞き漏らしたり、あるいは聞き間違えたりといった、誤った情報が伝わる可能性があります。特に災害時は、正確な情報が市民に伝わり、誤解などを生じないことが重要となります。現在では、テレビでも画面の下にテロップが流れるようなそういう時代でございます。文字情報の有効性が、改めて認識されてるところでございます。

ところで、このたびの大火は、この安心メールシステムがスタートいたしまして、初めての大きな災害だったのではないかと思います。そこでお尋ねいたします。

このたびの災害対応の中で、安心メールを運用して得た教訓、この教訓はどのようなものがあったのでしょうか、お尋ねいたします。

24時間365日の情報発信は、苦勞の多いものと思われませんが、市民生活の安全・安心に欠かせないものとなっておりますので、ぜひ、使命感を持って、取り組んでいただきたいと思います。特に、災害は忘れたころにやってくると言われております。また、災害には同じものはないと言われるので、このたびの経験を生かし、引き続き市民に役立つ安心メールを運用していただきたいと思います。

次に、大きな項目の2番目の質問をさせていただきます。

介護保険事業計画の改定・策定についてお尋ねいたします。

現行の介護保険事業計画の期間は第6期の計画として、計画期間は平成27年度から29年度までとなっており、今年度がいよいよ最終年度であります。来年度以降の第7期の計画の策定作業が、目前に迫っているところです。

特にことしは、3年に1回の介護報酬改定と、2年に1回の診療報酬改定が重なる、ダブル改定を来年4月に控えております。さらに重要なことは今国会で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律が成立したところです。この法律は、介護保険法のほか医療法・社会福祉法・障害者総合支援法などを改正し、医療と福祉の一体化、その柱である地域包括ケアシステムの進化を図り、地域共生社会の実現に向け、大きな一歩を踏み出すものです。保険者機能の強化、高所得者の利用者負担割合の引き上げなどの改正は、市町村の介護保険事業計画にも大きな影響を及ぼすものと考えます。

このたびの法改正、さらに、今後進められる報酬改定の背景にある大きな認識は、いわゆる2025年問題であります。

そこでお尋ねしますが、確かに全国的には2025年問題は大きなテーマとなっていますが、当市においても2025年問題は、同様に大きなテーマなのでしょう。それとも糸魚川市、当市においては高齢化が既になりに進展しており、国が盛んに課題としている2025年問題とは別の、当市特有の課題があるのでしょうか。2025年問題に関する認識をお聞きます。

次に、お尋ねしますが、このように極めて重要な改定時期を迎えているわけですが、国や県は、基本指針を示すなど、市町村へ十分な情報提供を行っているのでしょうか。

さて、新しい計画を策定するためには、現行の計画の評価が不可欠と考えます。しかしながら、まだ、平成29年度も途中であることから、全体的な評価はまだできないと考えますが、幾つかの点について、現状がどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

まず、小規模多機能型居宅介護事業所、この第6期計画期間中に1事業所を整備する計画ですが、現状はいかがでしょうか。

また、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、同じく現行の計画では4ユニット、すなわち36人分の整備を計画されていますが、進捗がはいかがでしょうか。

次に、地域包括支援センターの役割として、地域包括支援センターが地域ケア会議を主催し、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を整理し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指すこととなっています。特に国は、地域包括ケアシステムを中核に、地域包括支援センターを位置づけ、その役割に大きな期待を持っています。地域包括支援センターの働きのいかんによっては、その地域の地域包括ケアシステムが左右されるといっても過言ではないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、地域包括支援センター主催の地域ケア会議は各地域において、平成28年度は何回開催されたのか。その際には、医師の参加が毎回あったのか。

さらに、地域包括支援センターのスタッフには、介護や福祉の専門家はいます。このスタッフの皆さんに、地域に必要な資源開発や地域づくりを求めることは、なかなか現実には難しいものと考えております。もっと、行政の参画が必要と考えますが、これまでの地域ケア会議の開催経験などを踏まえ、地域包括支援センターの機能に課題がないかどうかを伺います。

次に、現行の第6期介護保険事業計画では、標準給付費等の見込みが出されております。その中で、例えば平成28年度の総給付費は54億8,672万3,000円となっています。実績とは、どのような差があったのか。そして、そのような差が生じた原因を、現時点でどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

今後、計画づくりが本格化していくわけですが、ぜひ、地域の実情をよく分析し、将来に禍根を残さない計画をつくっていただきたいと思いますが、この項の質問の最後としまして、第7期介護保険事業計画の策定に向けた、今後のスケジュールをお聞きしたいと思います。

最後の3番目の質問でございます。

改正個人情報保護法の施行に関してお尋ねします。

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、ことし5月30日に施行されました。改正前は、5,000人以下の個人情報を扱う場合は法の対象外とされていましたが、改正後は個人情報を扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになり、この事業者には、自治会や同窓会、PTAなどの非営利組織も含まれることとなりました。法第5条では、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策

を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされています。また、法第13条では、地方公共団体は、苦情の処理のあつせん、その他必要な処置を講ずるよう努めなければならないとされています。

そこでお尋ねいたしますが、この法の施行に関して、町内会等への説明・指導などは行ったのでしょうか。また、市民からの相談に応じる体制はできているのでしょうか。あるいは、市民向けのマニュアル等を作成するお考えはあるのでしょうか。

以上について、ご答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

滝川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、5月末で1万1,661人であり、年々増加いたしております。今後もさらなる普及に努めてまいります。

2点目につきましては、迅速かつ的確な情報発信と再確認ができることから、非常に有効であることを再認識いたしております。

2番目の1点目につきましては、高齢者数は現在より減少するものの、さらに少子高齢化が進み、介護の担い手不足が進展していくものと考えております。

2点目につきましては、適宜、情報提供をなされております。

3点目につきましては、居宅介護事業所の開設希望はありませんでしたが、認知症グループホームについては、2ユニット18人分の開設希望があり、事業者と調整を進めております。

4点目につきましては、平成28年度に32回開催されており、医療的な協議事項がなかったことから、医師の参加はありませんでした。

また、各地包括支援センターと連携を図りながら、介護予防・生活支援体制づくりを進めているところであります。

5点目につきましては、6期事業計画で予定されていた施設の整備がなかったことから、実績値は計画値より低い状況であります。

6点目につきましては、12月には3を作成し、パブリックコメントを実施した後、平成30年3月の策定を予定いたしております。

3番目の1点目につきましては、まずは広報等で制度改正の内容を周知した上、必要に応じて説明会の開催を検討いたしております。

2点目につきましては、総務課と環境生活課内にあります、糸魚川市消費生活相談窓口が、個人情報に関する相談窓口となっております。

3点目につきましては、国の個人情報保護委員会からリーフレットやガイドブックが発行されておりますので、今後、公共施設等において周知に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

1点、地域ケア会議について再質問させていただきます。

地域ケア会議、これは地域包括支援センターが主催し、個人あるいは個々の事案を対象に対応するもので、地域ケア推進会議は、それは市内各地の地域ケア会議が持ち寄った課題、これの認識の共有・解決、これに当たる会議というふうに、私は理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

お答えをいたします。

現在、市内には5カ所の地域包括支援センターがあるわけですが、先ほど市長から答弁のあったとおり、平成28年度、32回の会議を実施いたしております。これは、ご指摘のとおり個別の課題に対する会議というところがございます。そして、さらにそういった個別の会議を共有化するといえますか、やはり共通の課題を挙げるための会議として、地域ケア推進会議というものがございます。こちらにつきましては、昨年度、2回実施しているところございまして、昨年度については、認知症のことについて実施をいたしたところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

地域包括ケアシステム、これは医療と介護、そして地域の三位一体、これが目指すべき姿だと思います。ただ、今の現状は、介護事業者が大幅にその役割を担う、そういった状況になっているかと思いますが、やはり私は、医療が、医療関係者をどんどんこのシステムのほうへ取り込むといえますか、その手が必要なんじゃないかと。そうしないと、この私が言う、三位一体は実現できないのだと思っております。

お尋ねしますが、皆さんのほうで、そういう医師、あるいは医療関係者をこういう取り込む取り組み、そういったアイデアをお持ちでしょうか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

今ほどのご質問では、医療関係の参加が少ないのではないかとといったことかと思っておりますけれども、糸魚川市におきましては、糸魚川市在宅医療介護連携協議会というものを持っておりまして、その中でお医者さん、歯科医師、それからその他の医療従事者等にも参画をいただきまして、協議を行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

もう一度、地域ケア会議と地域推進会議の位置づけに話が戻りますけども、地域ケア会議は地元密着と言ってもいいかと思います。地域推進会議は市内に1つしかない、総括的なものだと思います。この地域ケア会議は、やはり現場に一番近いところにあるんだと思います。現場というのは、もちろん介護を必要とされる方、あるいは地域にお住まいの高齢者、それから障がい者ですとかそういう方が対象になる。ですから、現場に一番近い地域ケア会議こそが、私は肝心なのかなとそうのように思っています。ですから、その地域ケア会議に、どうにか医療側の関係者を入れて、そしてその地域ならではの地域ケアを実現していただきたいと思っていますが、この考えについてどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

医療従事者の参画といったところでございますが、なかなかお医者さんの時間がとれないといったところが実態かと思っております。

そういった中で、市内の医療機関、お医者さんの中には、ケアマネタイムといったものをする中で、この時間については、私のところについて来てもいいよと。その時間帯であれば、相談に来てもいいよといったような形で、ケアマネさん等との相談窓口を開いている医療機関もございますので、また、そういったものも、状況をお聞きする中で、なるべく多くのお医者さんから、そういったものもとっていただいて、なるべく介護と医療の連携といったものにしていただければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

これは最後、要望で終わらせていただきますけども、なかなか今、いろんな会議の名前が出てまいりました。例えば糸魚川市在宅医療介護連携協議会ですとか、いろんな会議があります。これは、なかなか市民、我々にもなかなかわかりにくいところがありますので、ぜひ今後、その介護事業計画つくられるときには、効率的に、なおかつ市民がわかりやすいようなシステム、会議といいますか、そのあり方を考えていただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、滝川議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

14時30分まで、暫時休憩します。

〈午後2時20分 休憩〉

〈午後2時30分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、権現荘の赤字内容と市税の補填の理由について。

(1) 収支改善のため民間登用した元支配人の経営責任について。

- ① 会計に必要な文書証拠や記録を残さなかったことは、市長に対する背信行為と背任行為に当たると思うがどうか。
- ② 裁量権による飲食サービスについて、記録や文書証拠がないものは補填してはいけないと思うがどうか。
- ③ 平成28年7月の内部監査制度による権現荘の実態調査報告によると、元支配人に分析・改善能力がなかったことが証明されているが、7年間何をしてきたのかを明確にすべきと思うがどうか。

(2) 能生事務所長の経営責任について。

- ① 旅館の会計管理と民間支配人の管理を行う能力はどうか。
- ② 食の館プランの費用対効果について、数字での説明はどうか。
- ③ ずさんな経営を行う元支配人を擁護してきた理由は何か。

(3) 市長、副市長、総務部長の監督責任について。

- ① 記録を残さない経営手法について、警察への相談結果はどうか。
- ② 監査委員の指摘に、文書証拠がなく不正の判断ができないとあるが、逆に「白」と判断できない状況で、約1億1,000万円の赤字補填を行うことは無責任と考えますがどうか。

2、いじめ問題と対策について。

(1) いじめ重大事態について、各事案の解決状況はどうか。また、被害者の生活状況はどうか。